

万葉線株式会社の資本金の無償減資 (資本金の額の変更)について

12月18日(火)に、万葉線株式会社の臨時株主総会が開催され、次のとおり決議された。

決議事項

- 1 減少する資本金の額
 資本金の額 499,000 千円を 100,000 千円とし、399,000 千円を減少するもの。
- 2 減少する資本金の額を剰余金処分とする件
 - (1) 減少する資本金の額のうち資本剰余金とする額
 減少した資本金 399,000,000 円の全額を資本剰余金に計上するもの。
 - (2) 資本剰余金を繰越利益剰余金に振替える額
 資本剰余金 399,000,000 円のうち 66,243,615 円を繰越利益剰余金に振り替え、繰越利益剰余金の欠損 66,243,615 円を填補し、資本剰余金を 332,756,385 円とするもの。
- 3 資本金の額の減少がその効力を生じる日
 平成 31 年 2 月 20 日を予定日とする。

1 無償減資の内容

無償減資とは、経理上の純資産の中での振替であり、株主数、株主比率に変動がなく資本構成のみの変更である。

H29 年度期末貸借対照表

【流動資産】 338,225,265円	【流動・固定負債】 266,039,255円	減資後
【固定資産】 360,570,375円	【純資産】 432,756,385円 資本金 499,000,000円 繰越利益剰余金 66,243,615円	
【資産合計】 698,795,640円	【負債・純資産合計】 698,795,640円	【純資産】 432,756,385円 資本金 100,000,000円 資本剰余金 332,756,385円 繰越利益剰余金 0円

2 株主の権利・会計処理・税務

- ・株式に対する株主の権利(株主総会議決など)は変わらない。
- ・会計処理: 株主の持分変動がなく会社資本の中での振替にすぎないため、会計処理は不要である。
 また、株主の有する株式の帳簿価額に変動は生じない。
- ・税務: 剰余金の配当を伴わない単なる資本金の計数の変動に過ぎない減資であり、課税関係は生じない。また、株主の有する株式の税務上の帳簿価額も変動は生じない。

3 無償減資の目的(効果)

累積欠損(繰越利益剰余金 66,243,615円)を解消することで、財務内容の改善が図られる。
資本金を1億円に減資することで税制上の位置づけが中小法人となり、法人税や法人事業税が軽減される。(年間約320万円の軽減)

4 今後のスケジュール

平成30年12月18日	臨時株主総会で決議
12月下旬	減資広告を官報に掲載
平成31年 1月上旬	債権者に資本減少異議申述の催告書を発送
2月上旬	異議申述期間満了(申述期間1ヵ月)
2月20日	減資の効力発生日(予定)
2月下旬	変更登記